

こころ豊かな暮らしづくり・まちづくり

広報おおき

No.532
2025
令和7年

7月号



「大木のりあい号」試験運行スタート 2～3ページ

差別のない社会を目指して 4～5ページ

いつまでも自分らしく エンディングノートのすすめ 6～7ページ

写真：心を一つに全力で突き進んだ大木中学校体育大会（13ページに関連記事）



大木町制70周年

登録の申し込みや、利用の際に必要な登録証の表示に、大木町公式 LINE を使用します。

公式 LINE の友だち登録が済んでいない人は、まずは公式 LINE の登録をお願いします。



▲公式 LINE の友だち登録はこちら

ご利用には
登録が
必要です

ステップ

1 登録の申し込み



① 「LINE で申請」を押す。



② 「大木のりあい号利用者登録」を押す。

大木のりあい号 利用者登録申し込み

氏名
(例) 大木 太郎

フリガナ
(例) オオキ タロウ

都道府県
(例) 福岡県

③ 申し込み事項を入力して送信ボタンを押す。

これで申し込みは完了です。後日、公式 LINE から利用者番号など登録証設定のお知らせが届きます。

ステップ

2 登録証の表示



「のりあい号」を押す。
返信された利用者番号などを入力し初期設定を完了する。

..... お知らせが届いたら



登録証が表示されます。
提示してご利用ください。



大木のりあい号
HP



利用者登録の
詳細はこちら

携帯電話を利用できない場合は、紙の登録証を発行することもできます。紙の利用者登録証の発行を希望する人は、申込書を企画財政課に提出してください。申込書は、町ホームページと企画財政課窓口に準備しています。

予約方法などの詳細は 8 月号でお知らせします。

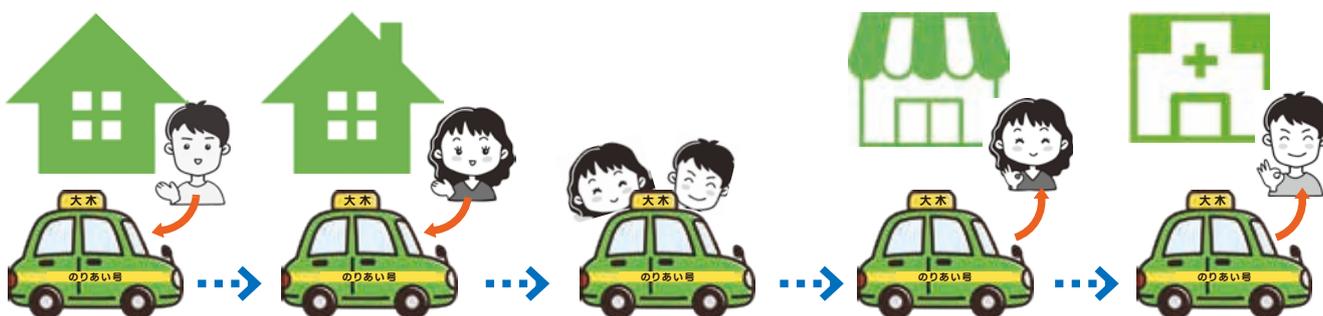
8/1(金)
試験運行
スタート



予約制乗合タクシー 大木のりあい号

☎企画財政課 ☎0944-32-1036

「大木のりあい号」は、目的地や方向が同じ人同士が乗り合わせで移動する町の新しい公共交通です。町から運行委託を受けたタクシー事業者3社が自社のタクシー車両を使って運行します。



運行日時 月曜日～金曜日 9時～17時（祝日、12/29～1/3は運休）

運行区域 町内全域（町外への移動はできません）

運賃 500円（1回の乗車・1人につき）
未就学児は無料（小学生以上の利用者と同伴の場合）

対象者 どなたでも利用可能です。ただし事前に利用者登録が必要です。

よくある質問

Q1. 家族や友人と一緒に利用するときの運賃は？

1人につき500円かかります。2人乗ればそれぞれ500円ずつ、合計1,000円となります。バスや電車と同じような料金体系です。

Q2. 利用者登録は必要ですか？

利用には利用者登録証の提示が必ず必要です。複数人で乗車する場合も、全員の利用者登録が必要です。利用者登録証の即日発効はできませんので、将来利用する可能性がある人は事前に利用者登録を行っておいてください。（同乗する未就学児は登録不要ですが、未就学児が1人で利用する場合は登録が必要です。）

Q3. 予約なしでも利用できますか？

予約なしでは利用できません。利用2週間前から30分前までの間に電話予約ができます。帰りの分まであわせて予約できます。（予約には利用者番号が必要です。利用者登録を済ませてからご予約ください。）

Q4. 病院や買い物など、用事が済むまで待っててもらえますか？

最初の目的地までの利用となります。時間を見込んで帰りの分の予約を別にしておく必要があります。運行車両にも限りがあります。多くの方が利用できるよう、ご理解をお願いします。

Q5. 銀行でお金を引き出してから病院に行きたいのですが

利用は、乗車してから最初の目的地までとなります。複数の目的地を経由する利用はできません。運行車両にも限りがあります。多くの方が利用できるよう、ご理解をお願いします。

差別のない社会を目指して

◎地域づくり課 0944-32-1047

人は誰でも、生まれながらに平等で幸せに生きる権利があります。それが「人権」です。しかし、学校、地域、家庭、職場など生活のさまざまな場面で、心ない偏見や差別によって傷つけられている人たちがいます。

差別のない社会を目指して、私たちにできることを一緒に考えていきましょう。

「部落差別（同和問題）」を正しく知る

部落差別（同和問題）は、日本の歴史の中で形作られた身分制度によって、特定の地域の出身者であることなどを理由に、日常生活で差別を受ける日本固有の人権問題です。

国では、平成28年に「部落差別解消推進法」が施行され、差別の解消に向けて、全国各地でさまざまな取り組みが行われています。

町も令和2年に人権擁護に関する条例を改正し、部落差別の解消に向けた教育・啓発の取り組みを続けています。

部落差別（同和問題）を解決するためには、私たち一人ひとりが問題を正しく理解・認識して、差別をなくすために行動していくことが大切です。

近年、インターネット上に被差別部落の誹謗中傷記事や、差別意識を助長する悪質な動画が公開されるなどの行方も見られます。

差別を助長させないためにも、こうした誤った情報や差別的な発言に直面したときに、冷静に判断し、適切に行動できるよう、正しい知識と考え方を身に付けましょう。

ひまわりから学ぶ思いやりの心

4月25日、大莞小学校3年生が人権擁護委員の皆さんと一緒にひまわりの種を植えました。

これは、人権の花である「ひまわり」を友達と協力しながら育てることで、命の尊さを実感し、優しさと思いやりの心を育むことを目的とした「人権の花運動」です。

ひまわりには、「あなただけを見つめている」「あなたはすばらしい」という花言葉があり、子どもたちの成長が、太陽に向かって成長するひまわりと重なることから、人権の花とされています。

子どもたちは一つひとつ大切に種を植えました。水やりをしながら、ひまわりの成長を観察し、大切に育てています。



立ち直りを支える地域のチカラ

社会を明るくする運動は、罪を犯した人たちの更生に対して理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。

犯罪や非行をした人は自身の罪に向き合い、心から反省し、その罪を償った後は、社会復帰に向けて努力しています。犯罪や非行をする人を生み出さない家庭や地域づくり

をすることも、とても大切なことですが、社会復帰に向けて努力している人たちの理解し、人権を認め合える社会を作っていくことも必要です。



更生の道を地域とともに歩む

保護司は、犯罪や非行をした人たちの立ち直りを地域で支えるボランティア活動をしています。犯罪や非行をした人たちが立ち直るためには、自分が「変わっていく時間」を待ってくれる人がいることで、希望を胸に更生の道を歩むことができると感じています。

その待ってくれる人は保護司だけでなく、地域の人々であると思います。更生には、地域の皆さんのチカラが必要です。



大川保護区保護司会会長
浦田澄男さん

人権問題を自分事として

私たちは、これから生きる子どもたちのために、全ての人の人権が尊重され、自分らしく生きることが出来る明るい社会をつくっていく責任があります。

人権問題を「誰かのこと」ではなく、自分事として関心を持ち、人権意識を磨き、日々の生活の中で全ての人の人権が尊重されるまちづくりを進めていきましょう。



人権教育推進協議会副会長
北原教育長

社会を明るくする運動強調月間啓発活動

街頭活動及び内閣総理大臣メッセージ伝達式

- 日時 7月1日(火) 8時半～
- 場所 大木町役場玄関

街頭活動・挨拶運動

- 日時 7月3日(木) 7時半～
- 場所 大木中学校校門前

大川・大木地区青少年弁論大会

- 日時 7月4日(金) 14時～
- 場所 大川市文化センター 小ホール

同和问题啓発強調月間講演会 第75回社会を明るくする運動推進大会

- 日時 7月3日(木) 13時45分開会
- 場所 こっぱーっとホール
- 内容 ・中学生弁論発表 3名
・講演「部落差別の現実にまなび～ひと・こころ・ゆめつなぎ～」

講師：長野健一 氏

(福岡県人権施策推進懇話会委員)



部落差別(同和问题)を正しく知るパネル展

- 日時 7月1日(火)～31日(木)
- 場所 図書・情報センター 2階



きもちを考えるおはなし会

絵本を通して自分と相手の気持ちを考えます。

- 日時 7月13日(日) 14時～14時半
- 場所 図書・情報センター 2階



エンディングノートを書くときのポイント



1 「今の気持ち」から書き始める

まずは難しく考えず、思いついたことを書いてみましょう。エンディングノートには形式がないので、「家族へのメッセージ」や「やりたいこと」など、書きやすいことから書いていきましょう。

2 書き直せるように鉛筆で書く

エンディングノートは一度書いたら終わりではありません。「今の自分」に合わせて更新していくことが大切です。

気持ちや状況が変わったら、いつでも書き直せるように鉛筆を使い、修正したら日付を記入しておきましょう。

3 「もしも」に備えて、自分の希望を書く

病気になったときどんな治療を受けたいか、どんな葬儀をしてほしいかなど、自分の希望を書いておきましょう。突然亡くなったり、意思の疎通が難しくなっても、家族が安心して動くことができます。

4 お金や大事なものをまとめる

通帳や保険証の保管場所、連絡先などをノートにまとめて書いておきましょう。家族の負担が減るだけでなく、自分に必要な情報を整理しておくことで、これからの暮らし方を自分の意思で選択することができます。

エンディングノートに書いておきたい10のこと

基本情報

生年月日、住所、電話番号など

家族、親戚の連絡先

連絡が必要な人の名前と連絡先

医療・介護の希望

延命治療、介護が必要になったときどうしてほしいか

葬儀の希望

葬儀の形式やお墓の希望など

財産・資産の情報

銀行口座、保険、不動産など

遺言書の有無と保管場所

スマホやパソコンの管理

パスワードや使っているSNSのアカウントの整理

ペットの世話

飼っているペットの名前や世話の方法

形見分け・遺品整理

大切にしている物品と受取人

大切な人へのメッセージ

出前講座でエンディングノートを紹介しています!

出前講座では、実際にエンディングノートとして活用できる資料を使って、書くときのポイントを解説します。

ホームページの内容を確認して申し込んでください。



出前講座
詳細ページ



申し込みフォーム

「これから」を明るく前向きに過ごすために

エンディングノートのすすめ

☎福祉課 ☎0944-32-1060

「終活」とは、自分の人生の終わりを見据え、それに備える活動のこと。自分の意思で医療や介護、葬儀、財産整理などの準備を進めることで、「これからの生き方」を考えるきっかけになります。

想いを残す「エンディングノート」

エンディングノートは、自分が亡くなったときや意思の疎通が難しくなったときに備えて、大切なことを書き残しておくためのものです。

自分自身のこと、財産のこと、保険のこと、ペットのこと、家族への感謝の気持ちや、自分の死後どのような葬儀やお墓を希望するかなど伝えたいことを書きます。

家族や身近な人がノートを開いたときに、相続などの手続きの助けになるだけでなく、エンディングノートを書くことで、これまでの人生を振り返るとともに、これから挑戦したいこと、目標、夢が明確になります。

エンディングノートと似たものに遺言書があります。遺言書は「亡くなった後に、財産をどう分けるかを正式に決めるための法的な書類」です。定められた形式に沿って作らなければならないうえに、書き直すためには手続きが必要です。

対して、エンディングノートは遺言書と違い法的効力はありませんが、形式が定められていないため、自分の想いを自由に書くことができます。



エンディングノートは「これからの人生」の道しるべ

お気軽にご相談ください!!



福祉課 江口保健師

近年、「終活」が注目されるようになり、「エンディングノート」に関心のある人も増えていますが、実際に書いた人はまだ少ないようです。

エンディングノートを良いイメージとして捉えられないかもしれませんが、今後の人生設計にとっても便利なものです。例えば、エンディングノートにご自身の介護や葬儀のことなどを書いておくと、それを実現するためにこれからの収入や支出をイメージし、安心して生活できるようライフプランを見直すことができます。

身寄りのない人などは「もしも」のときのためにも、まずエンディングノートを作成し、身元保証サービス・成年後見制度・専門家(司法書士・行政書士など)を活用することも検討してみてください。

他にも、スマホやパソコン、インターネット上に残された情報の整理に悩む遺族が多いようです。「パスワードの共有」のためにも、エンディングノートを活用してみたいはいかがでしょうか?



にこにこ通信



こども家庭センター
☎0944-32-1022 (直通)
メール kodomo@town.ooki.lg.jp



にこにこ広場のご案内

開放日 火～木・土曜日
10時～16時

(日曜・月曜・祝日・8/13～15・年末年始は休館)
金曜日は個別相談日です。
子育てのささいな悩みなども気軽に
にご相談ください。

＼遊びに来ませんか？／

にこにこ広場

子どもの遊び場や子育て中の保護者の交流・活動の場として
「にこにこ広場」を開放しています。

また、子育ての悩みや不安などいろいろな相談に、保育士や
支援員がアドバイスをします。

無料で利用できるのので、お気軽に遊びに来てください！！



利用者の声

いしばしなおこ しず
石橋尚子さん / 穩ちゃん

赤ちゃん訪問の時に教えてもらって、
子どもが生後2か月頃から通い始めまし
た。他のお母さんたちと交流できること
が嬉しいです、子どもものびのび遊べ
る環境なので、安心して通えます。



たなべあゆみ ひいろ
田邊歩さん / 日彩ちゃん

家庭訪問時に教えてもらって、子ども
が生後2か月頃から利用しています。家
に子どもと1対1で居るより、大人と話
すことでリフレッシュすることができます。
製作では、子どもの作品を残せて嬉しい
です。



むらましようこ あかね
村山祥子さん / 明子ちゃん

センターの方からお声掛けいただき、
子どもが生後6か月頃から利用していま
す。子どもと一緒にリラックスして過ご
すことができます。お家で過ごすときは
違った表情が見られるのも楽しみの一つ
です。



ばばこなつ はるや
馬場呼夏さん / 晴也ちゃん

家庭訪問のときに紹介してもらって、
子どもが生後4か月頃から利用始めま
した。はじめは知り合いも少なく、不安
もありましたが、にこにこ広場に通ううち
に自然とママ友ができました。





子育てアンケート調査から見た 母親の心の健康状態 約7割以上が「要観察」または「要注意」

☎こども家庭センター ☎0944-32-1022

昨年、中学生以下のお子さんを
持つ世帯を対象に、子育てに
関するアンケート調査を実施
しました。

回答者の約9割が母親であり、
そのうち7割以上が「要観察」
または「要注意」と判定される
など、心の健康面に課題がある
ことが明らかになりました。

このような結果を受け、町では
子育て中の母親の心の健康面の
課題を解決するために、妊産婦
に向けて今年度から心の安定や
リフレッシュ効果が期待できる
「マインドフルネス」を活用した
アプリを導入しています。

このアプリでは、短時間プログラム
が多数用意されており、子育ての
合間やちょっとした隙間時間に
気軽に取り組むことができます。

例えば、呼吸に集中する、体の
感覚に注意を向ける、不安な
ことを書くことで頭の中を整理
するなどの方法があり、どれも
簡単に実践することができます。

脳を休ませることで気持ち
がスッと軽くなり、心の余裕
が戻ってきます。

母親の心の健康が

子育てを支える力に

マインドフルネスのようなセ
ルフケアを日々の生活に取り入
れることで、気持ちにゆとりが
生まれ、子育てを前向きに考
えられる力が育まれます。

毎日の生活にマインドフルネ
スを取り入れてみませんか？

町では、月に2回（第2・第4
火曜日）、定期講座を開催し
ています。

お気軽にご参加ください。



7月の定期講座

右のQRコードから
お申し込みください。



申し込みフォーム

呼吸でととのえる、頭と心の休息时间

7/8火 場所 子育て交流センター和室
時間 11時～

「今ここ」の呼吸に意識を向け、頭と心を整えるマ
インドフルネスの基本を学びます。はじめての人にもおす
すめのやさしい内容です。

心と体がゆるむ、やさしいストレッチ

7/22火 場所 子育て交流センター和室
時間 11時～

妊娠中の人でも安心して参加できる簡単なストレッチ
を行います。日々の緊張をほぐしたい人や、リフレッシュ
したい人におすすめです。

